

# 令和7年度 京都市立西京高等学校「学校いじめ防止基本方針」

## I 総則

### (1) 目的

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。また、初期段階のいじめや、ごく短期間のうちに解消したいじめ事案についても、学校が組織として把握し（いじめの認知）、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要である。

本方針は、子どもの尊厳を保持する目的の下、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号）第13条及び「京都市いじめの防止等に関する条例」第10条に基づき、本校のいじめ防止等の取組の基本的な方向、取組内容を策定するものである。

### (2) 基本理念

すべての教員がいじめに対する共通理解をもち、且ついじめ防止に取り組むための共通認識をもつことで、学校全体がすべての教育活動を通していじめ防止に取り組む。また一部の教職員が抱え込むことなく組織的に対応し、対応が後手に回ることないよう未然防止に力点をおく。さらに「深刻ないじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子にも起こりうる」を念頭におき、いじめやそのような兆候が深刻化する前の早期発見をめざし、初期段階のいじめや、ごく短期間のうちに解消した事案についても、学校が組織として把握し（いじめの認知）、解決に向けた取組を行う。

保護者や関係機関と連携を図り、重大案件が発生した場合は、学校長主導のもと迅速かつ慎重に対応することとする。

## II いじめ対策委員会の設置

### [1] 構成員（職名又は校務分掌）

校長室・生徒指導主事・保健主事・人権教育主任・各学年主任・各学年代表（関係クラス担任）・  
運営委員一般代表・養護教諭・スクールカウンセラー

### [2] 開催時期 原則月1回

### [3] 委員会として取り組む内容

- ・担任会に報告された情報の共有
- ・生活指導部などからの情報の共有
- ・学校基本方針の実施状況の検証や校内研修の策定
- ・いじめアンケートの結果報告と情報把握
- ・いじめとして対応する事案か否かの判断
- ・いじめの指導体制と方針、指導処置の決定（補導委員会）

### [4] 生徒・保護者への周知方法

- ・生徒 … ホームルーム・学年集会・学校ホームページ
- ・保護者 … 学校ホームページ

## III 学校いじめ防止プログラム

### (1) 学校におけるいじめの未然防止のための取組（基本的施策）

未然防止の基本はすべての生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていくことから始まる。いじめに特化した何か特別な手立てがないと始まらないと考えず、日々の学校生活から未然防止が始まるという観点に立つ。

#### 1. 学習環境の整備

学校が「学びの場」であることを認知させるために、学校生活における様々な場面で指導を行う。ホームルーム活動・教科指導・生活指導・進路指導・部活動などを通じて、それぞれの場面での学習内容や活動の意味について知識を高め、理解を深めるとともに、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができる人間に成長することを目標に掲げ、そのための環境作り・年間事業計画の作成を行う。

#### 2. 授業改善

- ① 魅力ある授業づくり、すべての生徒が参加・活躍できる授業を工夫する。学力に対する自信のなさや不安、それに伴う消極的・否定的な態度、冷やかしやからかいはいじめの学力意欲を低下させ、実際に基礎学力の低下をもたらし更なる不安を生むという悪循環となり生徒のストレス要因となる。これらの悪循環を断つため、1年生では、まず4月に新入生学習合宿を実施し、予習・授業・復習・定着確認（三科テスト・土曜講座）のサイクル定

着を図り、生徒の学習適応感の向上を図る。2・3年生も土曜講座や三科テストなどを利用し、生徒の授業理解度を検証、必要ならば計画の再設定を行い授業改善につとめる。

- ② ベル着の習慣や、授業中の正しい姿勢、発表の仕方や聞き方の指導など、自分を律し他者の発言を尊重する態度を育てる。授業での生徒の言動や活動に目を配り、しっかり観察する。
- ③ 授業研鑽週間や研究授業、授業力向上研修などを通して生徒にとって魅力ある授業づくりにつとめ、生徒の学習意欲が高まる授業を目指す。
- ④ 生徒情報交換会・進路検討会などを実施することで日々の授業の検証・計画の再設定を行わせ、生徒の進路希望動向の把握につとめ授業改善に活かす。

### 3. 人権教育の充実

- ① いじめは「相手の人権を侵害する行為であり、楽しく充実した学校生活を破壊する行為である」ことを生徒に理解させることが大切である。そのために、ホームルーム活動・教科指導等を通しての人権啓発や、各学年でテーマを設定した人権学習により、人権感覚を研ぎ澄まし、人権意識の高揚を図る。
- ② 人権学習の具体的な取組としては、1年生「ネットいじめの問題を通して人権について考える」、2年生「多様性について考えよう～LGBTQの事例から～」、3年生「多様性について考えよう～外国人労働者の事例から～」をテーマに具体的に且つ掘り下げて学習する。

### 4. 生徒が自主的に行う活動や体験活動の充実

- ① 友人関係のストレス要因は勉強に関するストレス要因とともにいじめの大きな要因となる。友人関係・集団づくり・社会性の育成は重要であり、生徒が集団の一員としての自覚や態度、資質や能力を育むための場や機会を提供していかなければならない。そのような場や機会での生徒同士のかかわりを通じて支え合い、高め合う集団づくりを進め、他者の役に立っている、他人から認められているという自己有用感の育成をめざす。
- ② 生徒自治会が中心となる学校行事（対面式・部活動紹介・前後期スポーツ大会・生徒大会・西京祭（文化の部、体育の部）など）、委員会活動など、生徒が自主的に活動し、活躍できる場を設定する。
- ③ 特に1年生は新入生学習合宿の企画・運営、フィールドワークの企画・運営や発表会など多くの部分を生徒自らが行う。

## (2) いじめの早期発見のための措置

### 1. 日常の生徒に関する情報の集約と共有

- ① 生徒の些細な変化に気づくこと、気づいた情報を確実に共有すること、情報に基づき速やかに対応することをめざす。日常の些細な情報を集約し共有することを怠ったことで問題が重大案件に至り、また深刻化する場合が多い。学校生活を注意深く観察し（見守り）、保護者とも懇談期間以外にも連絡・連携を密にしていく。
- ② 学級日誌や進路達成ノートなど担任と生徒が双方向でやり取りできるものを活用していく。
- ③ 毎週火曜日の担任会で学年主任が学年の状況を常に把握し、定例のいじめ対策委員会に報告する。

### 2. 生徒に対する定期的な調査

- ① 記名式アンケートによりいじめ調査を実施する。事前に、いじめに関する学年集会を開き、学年主任による講話を行った後、調査票を保護者への協力要請の文書とともに配布し、期限内での提出を求める。回収の有無などを確認し、状況に応じて速やかに指導に入る。
- ② 教育相談：保護者個別懇談週間を利用して、保護者と密に連携し、生徒の実態把握につとめる。

### 3. 上記調査・アンケート等の結果の検証及び組織的な対処

- ① いじめアンケートの集約結果をいじめ対策委員会で分析し、情報を共有する。
- ② いじめアンケートの結果、いじめもしくはいじめに発展しそうな事案が出てきた場合は、まず、担任が記入生徒・該当生徒の話を聴き取り、学年主任・担任団で情報を共有する。
- ③ いじめ事案について、生活指導部・担任団で対処を議論し、いじめ対策委員会を通じて職員会議で全教職員に報告し、情報を共有した上で指導・見守りを行う。

(3) いじめが起こったときの措置及び再発防止に向けた取組

1. 基本的な考え方

いじめの兆候を発見した場合、教員一人（一部）が抱え込まず、いじめ対策委員会がいじめとして対応する事案か否かを判断し、問題を軽視することなく学校全体の問題として早期に適切な対応をする。

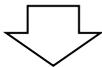
■前提となる基本事項■

<p><b>【学校いじめ防止基本方針】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学校いじめ防止プログラムの策定</li> <li>○ 教職員・生徒・保護者・地域への徹底</li> <li>○ 取組状況を学校評価に位置づけ、点検・評価を行い、必要に応じて改善する</li> </ul>	<p><b>【いじめ対策委員会】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 担任・教科担当・部活動顧問等といじめ対策委員会との連携方法の確認・周知（全校体制の確立）</li> <li>○ 月1回の委員会および臨時の委員会開催の手順確認・周知</li> <li>○ 生徒・保護者・地域への周知</li> <li>○ いじめ認知・解消の判断について確認</li> </ul>
--	---

2. いじめやその疑いを把握したときの校内での情報共有及び対応

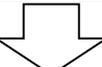
[1] 未然防止の取組

- |                    |                                   |                   |
|--------------------|-----------------------------------|-------------------|
| ① 人権教育の充実（人権学習の実施） | ② 学習環境の整備                         | ③ 授業改善（魅力ある授業づくり） |
| ④ 生徒同士の仲間意識の構築     | ⑤ 生徒自治会活動・部活動等、生徒が主体的に行う活動の充実（支援） |                   |



[2] いじめの情報把握（疑いがあるものを含む）

- |   |
|---|
| ① 教職員（教科指導・進路指導・部活指導・その他）・生徒（個人面談等）・保護者・地域・その他からの情報 |
| ② 生徒へのアンケート調査（記名式）等からの情報 等                          |



臨時いじめ対策委員会招集

[3] いじめ対策委員会での情報共有・事実関係の把握 → 全教職員情報共有・把握

<p><b>【いじめ対策委員会での共有】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① いじめ対策委員会では情報を共有する。</li> <li>② 関係生徒からの聴き取り内容から、指導・支援体制を検討する。</li> </ul> <p>⇒ 職員会議で全教職員へ</p>	<p><b>【事実確認】（生活指導部・担任団）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 複数教職員で対応し、「いじめ」の認知は、表面的形式的に行わず、組織的に判断する。</li> <li>② いじめを受けた生徒といじめを行った生徒を2名以上の教員で個別に聴き取る。</li> <li>③ 行われたことについて丁寧に事実確認を行う。</li> <li>④ 聴き取った内容は、時系列で事実経過を確認・整理して、記録しておく。</li> </ul>
--	--



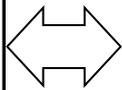
[4] 管理職のリーダーシップの下、学校としての対応方針を決定する。

【認識の共有化・行動の一元化 → 全教職員情報共有】

<p><b>【生徒への指導・支援】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① いじめを受けた生徒には「絶対守る」「必ず解決する」という学校の姿勢を示す。</li> <li>② 授業中は勿論のこと、登下校、休み時間、清掃時間等も、被害生徒を見守るとともに、必要に応じてスクールカウンセラー、その他と連携を図る。</li> <li>③ いじめを行った生徒に対し、二度と繰り返さないよう、自らの非を深く自覚させ、再発防止に向けた指導を行う。（懲戒規程に則った指導の検討）</li> <li>④ 周囲の児童生徒に対し、いじめを他人事ではなく、自分たちの問題として捉えさせる。</li> </ul>	<p><b>【保護者への連絡・家庭との連携】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 担任（担当者）をはじめ、つながりのある教職員を中心に、即日、関係生徒（被害・加害者とも）の家庭訪問を行う。</li> <li>② 事実関係と今後の指導方針（被害生徒の支援・加害生徒への指導等）を説明し、家庭と学校との連携を求める。</li> </ul>
<p><b>【謝罪の場の設定】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① いじめを受けた生徒・保護者の意向を十分尊重し、原則、関係生徒、保護者が一堂に集まり、謝罪をする場をもつ。</li> </ul>	<p><b>【関係機関との連携】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 必要に応じて警察、児童相談所等と連携して対処する。</li> </ul>

**【教育委員会への報告・連携】**

- ① 重大事態の疑いがある等、いじめ事案の内容により直ちに教育委員会に報告し、連携して対処する。
- ② 報告した事案について、教育委員会の指導・支援を受けながら対処し、経過（結果）を報告する。



[5] 「いじめ解消」まで継続的な指導や支援の実施

- 少なくとも次の2点の要件が満たされるまで指導・支援を継続する。
- ① いじめに係る行為が少なくとも3か月間止んでいること。
  - ② いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと。  
（複数の教員で観察・確認を行う）  
※関係生徒の面談などにより確認し、解決判断は個人ではなく組織（いじめ対策委員会）で行う。

**【再発防止に向けて】**  
いじめの解消後、再発防止のため、「学校いじめ防止基本方針」を再確認し、必要に応じて改訂する。



### 3. いじめが発覚したときの具体的な対応

#### ●いじめ情報を確認（教職員・生徒・保護者からの情報・アンケート調査等）



#### ●正確な情報把握（事実確認）

- ・担任団と生活指導部が連携し、関係生徒から加害生徒・被害生徒・周辺者を別々に、それぞれ2名以上の教員で事情聴取を行う。また、事実関係を時系列で整理し、記録しておく。
- ・確認事項
  - i. 加害生徒・被害生徒・周辺者の特定とこれまでの人間関係
  - ii. いつどこで起こったか
  - iii. いじめのきっかけは何か
  - iv. どのような被害かなどの内容
  - v. どのくらい続いているのか（終息しているのか・現在も続いているのか） 等

#### ●指導体制と方針、指導処置の決定

- ・生活指導部で内容を吟味し、いじめ対策委員会を招集して事実関係を報告する。
- ・いじめ対策委員会で支援と指導の体制・方針を決定する。
- ・加害生徒を懲戒処置に付す案件の場合、補導委員会を招集し、指導処置の内容を審議する。
- ・職員会議(高校部会)で事実関係と支援・指導方針、補導委員会から指導処置内容を教職員間で共有する。

#### ●生徒への指導・支援 + 保護者との連携

- ・被害生徒に対して秘密の厳守を約束、学校全体として問題解決を図る意思を伝える。養護教諭やスクールカウンセラーなどを通して心のケアをコーディネートする。
- ・被害生徒の保護者にはその日のうちに家庭訪問(もしくは家庭連絡)を行い、事実関係を報告する。学校の指導方針を伝え今後の対応について協議する。今後、保護者と連絡を密にとり問題解決に取り組むことを伝える。また、家庭での生徒の様子に注意を払ってもらい、些細なことでも報告してもらうよう依頼する。
- ・加害生徒には事実の確認後、なぜそのような心理に至ったのか、何が悪かったのか、被害生徒はどのような苦痛を感じていたと想像できるかなど、自らが客観的に状況を冷静に考え、決して許される行為ではないことを自覚させる。
- ・周辺者(あるいはそのクラスや部・同好会等)に対しては自らの問題として捉えさせるような集団指導を行い、いじめが起こらない雰囲気(世論)が形成されるよう働きかける。
- ・加害生徒保護者には正確な事実関係を説明し、被害生徒やその保護者の心情を伝え、問題のより良い解決に向けて学校が取り組んでいくことや今後の指導方針を説明する。更に「いじめは決して許される行為ではない」という毅然とした態度を示し、生徒に事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。

#### ●事後の対応

- ・一定の問題解決が図られた段階に至っても、当該生徒のその後の状況を担任団・生活指導部で見守り、「いじめの解消」(いじめに係る行為が少なくとも3か月間止んでいること・いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと)まで継続して、必要に応じて支援・指導(面談等)を行う。
- ・加害生徒に対し、懲戒規程による指導処置(家庭謹慎等)を付す場合、その指導期間、学年・生活指導部の教員を中心に家庭訪問を行い、保護者との連携を図りながら、自らの非を深く自覚させ、反省を促し、二度と同じ過ちを繰り返さないよう指導を行う。
- ・関係生徒への支援・指導の内容(経過)は、いじめ対策委員会の経由で全教職員が情報を共有する。またクラスや学年でいじめが起こらない、或いは許さない雰囲気づくり・集団づくりが継続的に行われているか検証していく。

#### 4. インターネットを通じて行われるいじめへの対応

- ① 情報機器の急速な発展により新たないじめの発生の可能性、或いは発見の困難さが予想されるため、常に新しい問題に関心をはらう必要がある。
- ② 生徒からの情報、アンケート結果などをもとに関係生徒からの聴き取り調査を実施、確認作業ののち、速やかに書き込み削除や画像削除などの対応をとる。また未然防止指導は言うまでもないが、事後指導として匿名性による危険や陰湿さ、一度流出した情報は完全に回収することが不可能であることの重大性など、関わった生徒に指導していく。
- ③ 加害生徒に対し、インターネット上のいじめが、重大な人権侵害にあたり、被害生徒に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる。いじめの具体的事例を示しながら、いじめの行為が刑法上の名誉棄損侮辱罪や民事上の損害賠償請求の対象となり得ることを理解させるなどの取り組みを推進する。また、懲戒規程による指導措置（家庭謹慎等）を付すこともある。

#### 5. いじめの解消・再発防止に向けた取組

- ① いじめの事実確認と並行して、第一に被害生徒をいじめから救済し、保護者を安心させる。
- ② いじめの被害生徒を様々な場面で見守る（担任・授業担当・部顧問等）。
- ③ 被害生徒が傷ついていること等を加害生徒に認識させ、十分な反省を促すとともに、その保護者にもいじめの事実を正確に説明し、保護者も学校と協力して加害生徒を指導するよう促す。
- ④ いじめが解消に至っていない段階では、被害者を守り通し、その安全・安心を確保する責任を有することを改めて示す。「いじめの解消」の定義を明確化し、学校はいじめの解消に至るまで被害生徒への支援を継続すること等を徹底する。

※ 「いじめ解消」の定義

{	* いじめに係る行為が少なくとも3か月間止んでいること
	* いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと

#### (4) 教職員の資質能力向上の取組

##### 1. 基本的な考え方

いじめに対して、すべての教職員が組織的・計画的にいじめ防止・解決に取り組む学校体制を構築するため、研修や情報交換を行っていく。

##### 2. 研修の時期・内容等

- ① 随時 気になる生徒についての情報共有（企画会議等）・クラス別授業担当者会議・生活指導部会
- ② 5月 1年生人権学習 「ネット社会と人権（ネットいじめ）」の講演内容の共有
- ③ 5月・11月・2月 学年別生徒人権学習の事前学習資料・事後アンケートの分析による研修
- ④ 6月・8月・3月 いじめアンケート分析（結果報告・傾向把握）
- ⑤ 校外研修会等の参加（市高人権教育研究会総会・市立学校人権教育研究集会・生徒指導研究会研修 等）

## IV 保護者・地域、関係機関との連携

### 1. 保護者の啓発

- ① いじめアンケート実施の際には保護者にその意図を告知する。
- ② いじめ対策について、西京高校ホームページに掲載する。

### 2. その他

- ① 学校評価アンケートを行い、西京の教育活動の達成状況を検証し、組織的・継続的に改善を図る。
- ② 保護者に対して進路説明会を実施し、西京のキャリア教育や進路指導の方針、進路情報を提供していく。
- ③ 学校行事（西京祭・発表会等）に保護者・地域、その他関係者に可能な範囲で来校してもらい、学校（生徒）の様子を公開する。

## V 重大事態への対処

### 1. 重大事態とは

- ① 「いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」（生徒が自殺を企図した場合など）
- ② 「いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査を着手）

### 2. 基本的な考え方

学校長主導のもと、教育委員会の指導及び支援を受けつつ、生活指導部・いじめ対策委員会などが調査主体となり事実関係の把握に努める。また場合によっては第三者の参加する組織を新たに設け、調査の公平性・中立性を担保することもある。ただし、調査組織は民事・刑事上の責任追及などを直接の目的とするのではなく、学校が事実と向き合うことで当該事態への対処や同種の事態への発生防止を図ることを目的とする。

### 3. 重大事態が発覚したときの対応

#### ●学校長の下に、重大事態の調査組織を設置

- ・一次的にはいじめ対策委員会で調査・事態の把握に努めるが、場合によっては専門的知識や経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接的な人間関係や特別の利害を有しない第三者の参加により、当該調査の公平性・中立性を確保することもある。

#### ●調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施 → 教育委員会への報告

- ・いじめ行為の事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急がず客観的な事実関係を速やかに調査する。 → 事実関係を時系列で整理し、記録する。
- ・学校に不都合なことがあったとしても、事実をしっかり向き合う。
- ・これまで学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。
- ・いじめ事案について、教育委員会に報告し、指導・支援を受けつつ、連携して対処する体制を整える。

#### ●いじめを受けた生徒とその保護者に対して情報を適切に提供

- ・調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供（適時・適切な方法で経過報告をする）。
- ・関係者の個人情報に十分配慮する。
- ・関係生徒へのアンケート実施などにより得られた情報は、いじめられた生徒や保護者に提供する場合があることを念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象の生徒や保護者に説明する。

#### ●重大事態発生後の調査結果を学校長に報告

- ・いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提出を受け、調査結果に添える。

#### ●調査結果を踏まえた必要な措置

- ・懲戒規定に則り、指導処置原案を生活指導部が作成し、いじめ対策委員会と補導委員会に諮る。職員会議で指導処置原案を審議し、当該生徒を懲戒に付す。

## VI 関係機関との連携

### 1. 家庭との連携の推進に向けて

いじめ対策委員会で共有された情報や日々の生徒の様子などで気になることがあった場合、速やかに保護者に連絡し、信頼関係を構築していく。

### 2. 関係機関との連携の推進に向けて

- ① いじめ問題に的確に対応するため、警察と学校との連携を強化し、場合によってはスクールサポーター（警察官経験者）による加害生徒に指導する際の助言、加害生徒への注意・説諭を依頼する（被害生徒やその保護者の同意のもと）。また重大事態発生に際しての調査組織への参加などを求める。
- ② いじめの背景に生徒の非行や家庭の抱える困難などさまざまな要因が考えられる場合、児童相談所と協力して対応を進める。

## VI 年間計画（予定）

いじめの防止等のための取組を下表のスケジュールにより実施する。ただし、年度途中で計画の見直しを行う場合がある。

月	いじめ対策委員会の開催 教職員の資質能力向上取組	未然防止の取組 (学校行事等)	早期発見・ 積極的確認の取組	保護者等への発信 関係機関との連携
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>■いじめ対策委員会</li> <li>「校内体制や組織的対応の共有」</li> <li>「生徒・保護者への広報について」</li> <li>□職員会議</li> <li>「学校教育の重点」の共有</li> <li>「学校いじめ防止基本方針」の共有</li> <li>●中高合同進路、生活指導研修会</li> <li>●生活指導校内研修</li> <li>「いじめ対策委員会について」</li> <li>「いじめ防止プログラムの確認」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入学式・クラス発表</li> <li>・始業式・対面式</li> <li>・学習環境の整備</li> <li>・部活動紹介</li> <li>・学年アッセンブリー</li> <li>「いじめ対策委員会の紹介 他」</li> <li>・1年生非行防止講習</li> <li>・3年生保健学習</li> <li>「薬物乱用防止講習」</li> <li>・HR委員の決定</li> <li>・クラス目標の設定</li> <li>・学習合宿（1年生）</li> <li>・遠足行事</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対面式準備（自治会・1年各クラス）</li> <li>・個人面談</li> <li>→担任団等確認</li> <li>→全教員で情報共有</li> <li>・新入生合宿に向けての準備</li> <li>・カウンセリング</li> <li>（年間を通じて週1回程度実施）</li> <li>・1年生非行防止講習事後アンケート</li> <li>・3年生保健学習事後アンケート</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・PTA各種委員会</li> <li>（年度末まで毎月1～2回程度実施）</li> <li>・2年生進路保護者説明会</li> <li>・3年生進路保護者説明会</li> </ul>
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>■いじめ対策委員会</li> <li>「未然防止に向けた取組の確認」</li> <li>「記名アンケート実施に向けて」</li> <li>●毎週の企画会議、生活指導部会</li> <li>「気になる生徒の情報共有」</li> <li>●生活指導部・1年担任団合同研修</li> <li>「人権学習事前研修」</li> <li>●教職員研修</li> <li>「ネット社会と人権侵害について」</li> <li>（1年生人権学習講演映像閲覧準備）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1年生人権学習</li> <li>「ネットいじめの問題を通して人権について考える」</li> <li>・生徒大会</li> <li>「会長、副会長、各委員会の委員長紹介等」</li> <li>・2年生人権学習</li> <li>「多様性について考えよう」～LGBTの事例から</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1・2年生人権学習事前・事後アンケート</li> <li>・授業研鑽週間</li> <li>・いじめアンケート（記名）</li> <li>・スポーツ大会メンバー決め</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1年生フィールドワーク、進路保護者説明会</li> <li>・授業参観</li> <li>・PTA総会</li> </ul>
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>■いじめ対策委員会</li> <li>「記名アンケート結果の共有」</li> <li>→ 職員会議で報告、情報共有</li> <li>○中高一貫教育推進会議</li> <li>「中高6年間の学校生活について」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前期スポーツ大会</li> <li>・トップリーダー研修説明会</li> <li>・附属中学3年生向けオリエンテーション</li> <li>・学年別進路アッセンブリー</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツ大会準備、運営（担任・関係教員の見守り）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者教職員合同保健学習会</li> <li>「思春期の子供とのかわり方」</li> <li>・第1回学校評価アンケート</li> </ul>
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>■いじめ対策委員会</li> <li>「4月から7月までの様子」</li> <li>→ 気になる生徒の情報共有</li> <li>□職員会議</li> <li>「夏休みの生活について確認」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・夏季学習講座</li> <li>・夏休みの生活についての諸注意（プリント配布）</li> <li>・学年集会（学年別）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・西京祭文化の部について（クラス・クラブの取組等決定について教員の見守り）</li> <li>・夏季学習講座</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者（生徒）個別懇談会</li> <li>・夏休みに向けての注意プリント配布</li> <li>・第1回学校説明会</li> </ul>
8	<ul style="list-style-type: none"> <li>■いじめ対策委員会</li> <li>「長期休暇明けの生徒の様子」</li> <li>→ 気になる生徒の情報共有</li> <li>●中高合同研修会</li> <li>「授業改善」</li> <li>「進路関係を中心に個別対応について」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・トップリーダー研修</li> <li>・大学オープンキャンパス参加（予定）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校説明会ボランティア（来校者誘導等）</li> <li>・夏休み明けの生徒の様子の情報収集</li> </ul>	
9	<ul style="list-style-type: none"> <li>■いじめ対策委員会</li> <li>「西京祭の活動に伴う、生徒の様子について」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・西京祭文化の部（文化祭）</li> <li>・西京祭体育の部（体育祭）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・西京祭体育の部出場種目決め（担任・関係教員の見守り）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・西京祭文化の部、体育の部来校（保護者・友人・地域・教育関係者等）</li> </ul>

	いじめ対策委員会の開催 教職員の資質能力向上取組	未然防止の取組 (学校行事等)	早期発見・ 積極的確認の取組	保護者等への発信 関係機関との連携
10	■いじめ対策委員会 「無記名いじめアンケートについて」	・学年行事、学年集会 アッセンブリー等 ・2年生受験生宣言 ・3年生人権学習 「多様性について考えよう」～外国人労働者の事例から	・2年生受験生宣言に向けた準備 ・無記名いじめアンケート ・3年生人権学習の事前学習・事後アンケート	・西京祭体育の部来校(保護者・地域・教育関係者等) ・前期成績票送付
11	■いじめ対策委員会 「中高一貫(6年間)を通じたいじめ対策について(中高交流・意見交換)」 ○中高一貫教育推進会議 ●校内生活指導研修会 「生徒指導について」 ●授業力向上研修 「魅力ある授業づくり」	・後期スポーツ大会 ・2年生人権学習 「誰もが行きたい場所に安心して行ける社会に」～盲導犬ユーザーに出会ったら ・2年生保健学習 「食生活について」 ・創作人権標語の取組 ・生徒会長選挙	・2年生人権・保健学習の事前学習・事後アンケート ・1年生フィールドワークに向けた準備作業(～3月)	・保護者(生徒)個別懇談会 ・成績連絡票渡し
12	■いじめ対策委員会 「次年度の計画(人権学習・保健学習・その他の生徒の活動、教員研修等)に向けて」 □職員会議 「冬休みの生活について確認」	・冬休みの生活についての諸注意(プリント配布)	・冬季学習講座 ・創作人権標語の優秀作品選定 → 掲示発表	・第2回学校説明会 ・冬休みに向けての注意プリント配布
1	■いじめ対策委員会 「冬休み明けの生徒の様子の情報共有」 「次年度に向けて基本方針の見直しと作業についての検討」	・共通テスト激励会 ・百人一首大会	・3年生に贈る会の準備活動 ・冬休み明けの生徒の様子の情報収集 ・いじめアンケート(記名)	・保護者面談(3年)
2	■いじめ対策委員会 「4月～1月までのいじめ事案の経過の情報共有」	・卒業生に贈る会 ・附属中学3年生入学前説明会	・大学別進路説明会	・附属中学3年生保護者説明会 ・第2回学校評価アンケート
3	■いじめ対策委員会 「今年度の総括及び次年度への申し送り事項について」 「いじめアンケート結果の共有」 → 職員会議で報告、情報共有 □職員会議 「いじめ対策委員会総括・申し送り」 「春休みの生活について確認」	・学年集会(学年別) ・1年生フィールドワーク ・春休みの生活についての諸注意(プリント配布) ・終業式	・春季学習講座 ・内進生(附属中学3年生)学習講座	・学年末成績票送付 ・春休みに向けての注意プリント配布 ・入学予定者登校[保護者同伴] (高校生活について入学前説明会)

※ 年間計画では以下の事項の回数・実施時期などを策定する。

- ① 学校いじめ防止プログラムの見直し（P(計画)・D(実行)・C(評価)・A(改善)サイクルの期間)
- ② いじめに関するアンケート（記名・無記名）の実施                      ③ 教育相談
- ④ 進路・生徒指導等教職員研修会                      ⑤ 授業参観・個人懇談（保護者・生徒）
- ⑥ 情報機器利用に関するアンケート（SNS・モバイル機器の使用含む）

※ 年間計画には示していないが、進路検討会・模擬試験分析会・生徒情報交換会を定期的に行い、生徒一人一人に適切な進路指導・生活指導を継続的に行う。また、人権教育の充実、生徒が主体的に行う活動の充実、生徒同士の絆づくりについては、すべての教育活動を通じて行う。

※ 随時、必要に応じて気になる生徒の情報交換、クラス別教科担当者会議を行い、いじめの未然防止に努める。

※ いじめ対策委員会は、いじめ事案の発覚時に、速やかに臨時で開催する。事案の経過や解消の確認については、定例のいじめ対策委員会で随時行い、情報を共有し、職員会議で報告する。また、懲戒規程による指導処置が必要な案件については、補導委員会を招集する。